**覚醒剤原料研究者指定証提出届出書**

覚醒剤取締法第30条の５において準用する同法第10条第２項の規定により、覚醒剤原料研究者の指定証を提出します。

年　　　月　　　日

住　所

氏　名

山梨県知事　　　　　　　　殿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指定証の番号 | 第号 | 指定年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 研究所 | 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 処分を受けた日 |  |